

久万高原町ミュージアム資料等デジタル化事業 委託事業者選定プロポーザル実施要領

この要領は、久万高原町が実施する標記委託業務を受託する事業者を、公募型プロポーザル方式で選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

1. プロポーザルの趣旨

久万高原町は、上黒岩遺跡やお遍路文化、明治期に始まった林業に代表される歴史・文化資源、石鎚山系とその周辺の里山環境に育まれた豊かな自然など、多様で特色ある地域資源を有している。これらの資源の価値を調査研究や展示等によって価値付けし、一般に広く発信してきたのが、久万高原町が所管する面河山岳博物館、久万高原天体観測館及び町立久万美術館の3館である。

3館は開館以来30年以上にわたり、資料の収集・保存、調査研究、展示及び教育普及活動を通じて、地域の魅力や価値を町民や来訪者へ伝え、久万高原町の文化的基盤を支える役割を担ってきた。一方で、各館が蓄積してきた資料や研究成果については、デジタルアーカイブ化やオンラインでの情報発信が十分に進んでいるとはいえない。また、現在のホームページは施設情報の提供を主な目的として整備されているため、各館の特色や活動内容、収蔵資料の魅力を十分に伝えられておらず、遠隔地の利用者や潜在的な来館者との接点づくりが課題となっている。人口減少や地域人材の減少が進む中、資料や施設、活動成果を将来にわたって継承するとともに、地域内外の多様な人々と共有し、その活用の幅を広げていくための新たな手法が求められている。

本事業は、3館が保有する資料、建築及び展示空間を高精細なデジタルデータとして記録・保存し、広く公開・活用することで、地域資源及び文化施設の価値を将来に継承することを目的とする。具体的には、自然史標本等の3Dデータの公開や施設・展示空間を再現したデジタルコンテンツの整備を通じて、時間や場所に制約されないミュージアム体験を提供し、各館の魅力や活動成果への理解促進と利用拡大を図る。また、町民等が地域資源の記録・継承に参画する機会を創出し、人材育成と機運醸成を進めるとともに、文化施設と地域資源を核とした関係人口の創出と持続可能な文化拠点の形成を推進し、将来的なデジタルミュージアムの基盤整備につなげる。

ついては、本事業の実施に当たり、高度な専門知識と技術力、豊富な実績を有する事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により受託候補者を募集するものである。

2. 業務の概要

(ア) 業務名

令和8年度 地域未来交付金事業 久万高原町ミュージアム資料等デジタル化事業

(イ) 業務期間

契約締結日から令和9年3月26日(金)まで

(ウ) 配布資料

久万高原町ミュージアム資料等デジタル化事業 委託業務仕様書

(工) 委託上限価格

3,090,000円(消費税及び地方消費税込み)

3. 業務の内容

委託業務仕様書に記載された内容のとおり。

4. プロポーザル参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、単独事業者又は複数の事業者で構成するコンソーシアム(共同企業体)とし、次に掲げる要件を満たす者とする。

(ア) 応募主体

本業務への応募は、単独事業者のほか、複数の事業者によるコンソーシアムによる応募を認める。

コンソーシアムとして応募する場合は、構成員のうち1者を代表者として定め、代表者が応募手続、町との連絡調整、契約締結その他本業務に関する事務を総括するものとする。

(イ) 参加資格要件

参加者(コンソーシアムの場合は代表者及び全ての構成員)は、次の要件を満たさなければならない。

- ① 法人格を有し、本業務を確実に遂行できる経営基盤及び技術的能力を有する者であること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ④ 国税及び地方税(消費税及び地方消費税を含む。)について未納がないこと。
- ⑤ 久万高原町暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(ウ) コンソーシアムに関する要件

- ① 構成員ごとの役割分担及び責任範囲が明確であること。
- ② 同一事業者が複数のコンソーシアムの構成員となること、又は単独事業者として参加するとともにコンソーシアムの構成員となることは認めない。
- ③ 提案書提出後の構成員の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると町が認める場合は、この限りでない。
- ④ コンソーシアムの構成員は、本業務の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(エ) 代表者の責任

代表者は、コンソーシアムを構成する各事業者を取りまとめ、本業務に関する提案書の提出、契約締結、履行管理その他必要な事務を行う責任を負うものとする。

契約は代表者と町との間で締結するものとし、構成員は代表者を通じて業務を履行するものとする。

5. 提出書類及び書類作成に関する留意事項

(ア)提出書類

提出書類は下記のものを各2部ずつそれぞれ任意様式により提出するものとする

- ① 参加表明書
- ② 会社等概要書(必ず直近3期の決算資料(B/S、P/L)も添付のこと。)

※コンソーシアムで応募する場合は、代表者及び全構成員について会社等概要書及び直近3期の決算資料を提出すること。

なお、各種税の未納がある事業者からの提案は受け付けないこととし、仮に審査会で採用候補者として内定した場合でも、契約前の段階で未納がないことを証明する書類の提示を求め、未納が明らかになった場合は、内定は取り消すものとする。

- ③ コンソーシアム関係書類(コンソーシアムの場合のみ)

コンソーシアムで応募する場合は、次の書類を提出すること。

- ・ コンソーシアム協定書(任意様式、構成員全員の記名を有するもの)
- ・ コンソーシアム構成員一覧表
- ・ 構成員ごとの役割分担表(代表者を明記すること)

なお、構成員一覧表には次の事項を記載すること。

- ・ 構成員の名称
- ・ 所在地
- ・ 代表者名
- ・ 担当業務内容
- ・ 連絡先

また、役割分担表には、本業務における各構成員の担当業務及び責任範囲を具体的に記載すること。

- ④ 提案者の同種業務実績

本業務の中核は、施設・展示空間を再現し、利用者がブラウザ上で自由に視点を移動しながら閲覧できる「3Dワールド」を制作することにある。当該成果品の品質及び実現性を確実に担保するため、同種業務について実績を3件程度提出すること。なお、実績資料には、業務名／発注者(委託元)名／履行時期／業務概要／公開中の場合はURLを記載すること。また、各実績について、当該3Dワールド内を実際に視点移動・操作している様子が確認できるデモンストレーション動画(各1分以上)を提出すること。守秘義務等により成果物を一般に公開できない実績については、当該動画の提出をもって実績の確認に代えることができる。

- ⑤ 企画提案書

「久万高原町ミュージアム資料等デジタル化事業委託業務仕様書」内容を理解の上、特に同仕様書の「第7 業務の内容」で求める成果品を制作するための手段、成果物の内容に関する詳細且つ効果的な制作過程、成果品内容、事業効果の更なる増進に資する独創的な提案等

について、任意の様式でとりまとめた資料内容を盛り込み、提案書を作成すること。なお、提案書のボリュームについては特に問わない。

なお、提出に当たっては、以下の資料も添付すること。

i 本業務における執行体制

※コンソーシアムで応募する場合は、代表者及び各構成員の役割、実施体制及び指揮命令系統が分かる組織図を添付すること。

ii 業務の行程計画

⑥ 参考見積書及び積算内訳書

企画提案書と共に提出いただく見積書については、第7の(1)から(4)までの内容毎に、必ず同一見積書内で費用積算項目を分けること。(5)については、企画提案者の創意工夫、独創性を判断し、後に実施する審査会での採点要素となることから、(1)から(4)の中で詳細にその内容を見積もること。

見積額は審査会における評価項目の一つであり、金額の大小のみではなく、企画提案内容とのバランス及び費用対効果を踏まえて総合的に審査する。見積書には、人件費、工数、一般管理費その他必要な経費について、積み上げ根拠を明確に記載すること。

(イ)提出期限

令和8年8月7日(金) 17時必着

(ウ)提出方法

郵送又は持参のこと。

6. 質問及び回答

本プロポーザルにおける質問の方法及び回答は次のとおりとする。

(ア) 質問の方法

質問がある場合は、下記の期限までに質問書(様式は添付ファイルの通り)を電子メールで提出し、提出した旨を電話にて連絡すること(連絡先は「10. 問い合わせ先・提出先」を参照)。なお、電話及び口頭による質問は受け付けない。

(イ) 質問書提出期限: 令和8年7月24日(金) 17時まで

(ウ) 回答の方法

質問の内容及び回答については、下記の期限までにメールで回答する。回答内容が、本実施要項又は委託業務仕様書の加筆、修正もしくは補足とみなされる場合は、その内容を久万高原町ホームページ上で公表し、本実施要項及び委託業務仕様書と一体のものとして取り扱う。

なお、提案内容についての相談、審査の優劣に繋がると考えられる質問、他の応募者に関する質問、審査員に関する質問、その他プロポーザルに参加する者として適切でない質問については受け付けない。

(エ) 回答の送信日 : 令和8年7月31日(金) 17時までにメールで回答する。

7. 審査の方法と審査結果の通知

(ア) 審査方法

久万高原町において設置する審査会において、提出された企画提案等について、提出順に随時書類の確認、また必要に応じて事前のヒアリング調査を行い、同審査会において審議し、最終候補者を決定する。よって、提案事業者による対面式のプレゼンテーションの場は設けない。

なお、最終の審査会までに審査員に事前配布した提案資料の中身に関し、応募者に聞き取りを行う必要がある事項があった場合は、町より個別に応募者に対して聞き取りや追加資料の提出を求める場合がある。

【評価基準(予定)】

評価項目	評価の視点	配点
企画力	事業目的を十分理解した提案であるか。町が示した要素を適切に含んでいるか。	30点
実施体制・実現性	業務を適切かつ確実に実施できる組織体制であるか。スケジュールは妥当か。同種又は類似事業の実績は十分か。	20点
3Dデータの品質及び3Dワールド設計	目的・用途に合った品質が担保されているか。質感・素材感の再現性、高精細な表現力、空間の再現度及び没入感が意識されているか。	25点
発展性提案	ワークショップ等の企画を含め、事業の発展性が意識されているか。	15点
業務に対する価格	見積価格及び積算内訳は適切か。提案内容とのバランス及び費用対効果が認められるか。	10点

(イ) 審査結果の通知方法

審査の結果については、審査参加事業者毎に個別の結果を、令和8年8月25日(火)までに電子メールで通知する。

8. 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (ア) 提出された見積額が、提案上限額を超過している場合。
- (イ) 各書類の提出方法及び提出期限がこの要領の定めに適合しない場合。
- (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (エ) 虚偽の内容が記載されている場合。
- (オ) 各種税の未納が明らかになった場合。
- (カ) 同一事業者が複数のコンソーシアムの構成員として応募した場合。
- (キ) コンソーシアムの構成員又は役割分担に虚偽の記載があった場合。

9. その他

- (ア) 提出書類作成に要する費用は、応募者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- (イ) 企画提案に要する経費は、採択結果に関わらず、すべて応募者の負担とする。
- (ウ) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (エ) 提出書類等は公開しない。また審査内容についても一切公開しない。ただし、採用された提案については、公表することがある。
- (オ) 電子メール等の通信事故については、町においていかなる責任も負わない。

10. 問い合わせ先・提出先

〒791-1201 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万212番地

久万高原町まちづくり戦略課 観光文化施設係 担当：課長補佐 矢野

電話：0892-21-1116(直通)

Mail: sangakuhakubutsukan@kumakogen.jp